

感染再拡大抑制期間(沖縄県対処方針) Q&A

質問項目	回答
1. 総論	
Q1:期間はいつからいつまでですか。	A1:令和4年2月21日(月)0時から令和4年3月31日(木)23時59分までです。
Q2:対象区域について教えてください。	A2:沖縄県全域です。
2 外出及び移動に関する要請	
Q1:外出を自粛しなくてもいいですか。	A1:感染の再拡大を抑制するために、混雑した場所や不特定多数の人との会食等の感染リスクの高い活動を控えるようお願いします。また、外出や移動の際には、できるだけ同居家族や普段行動を共にしている仲間と行動するをお願いします。
Q2:スーパーに食料品を買い物に行くのは制限されますか。	A2:スーパーや薬局などに生活必需品を買いに外出することを制限するものではありません。 そうであっても、人との距離(マスク有りでも1m)が確保出来ない場所や換気が不十分な施設などは避ける等、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は控えるようお願いします。
Q3:病院や診療所に通院するのは制限されますか。	A3:病院や診療所へ通院することを制限するものではありません。
Q4:出勤するのは制限されますか。	A4:出勤を制限するものではありませんが、テレワークを活用する、時差通勤など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をお願いします。
Q5:お葬式に出席するのは制限されますか。	A5:お通夜や告別式への出席を制限するものではありません。「3密」をできる限り避け、同居家族やいつも一緒にいる方以外との会食を避けていただくをお願いします。
Q6:銀行に行くのは制限されますか。	A6:銀行へ行って預金の払出など必要な手続を行うことを制限するものではありません。並ぶ際に距離を取るなど「3密」をできる限り避けていただくをお願いします。
Q7:レストランに行くのは制限されますか。	A7:レストランなどの飲食店へ行くことを制限するものではありませんが、会食は、4人以下・2時間以内で行うこと、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方をお願いします。 また、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
Q8:沖縄県から他県に行くのはだめなのですか。	A8:県外との往来について、まん延防止等重点措置指定都道府県との往来はお控え願います。「(検査を受け陰性を確認した場合)」や「受験・受診・仕事等の必要な場合」は除く) まん延防止等重点措置指定都道府県以外の地域との往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従ってください。また出発前には、ワクチン接種の完了(※)又はPCR等検査を受検し、帰沖後速やかにPCR等検査を受検してください。 ※ワクチン2回接種、3回目を打てる方は3回目接種
Q9:他県から沖縄県に入るのはだめなのですか。	A9: ・居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。 ・感染が拡大している地域(まん延防止等重点措置の指定地域等)からの来訪は政府の基本的対処方針に従いお控え願います。「(検査を受け陰性を確認した場合)」や「受験・受診・仕事等の必要な場合」は除く) ・来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。 ・来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。 ・国において羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港から沖縄県に向かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施しております(1月20日～3月31日まで(注1)) ※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。 ・来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。 ・沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。 【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】 ※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00～21:00(年中無休) ※ 修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。 注1: https://corona.go.jp/passengers_monitoring/ 内閣官房HP羽田空港等と沖縄県内の空港との間を結ぶ便の搭乗者を対象とした無料検査

	Q10:飛行機は止まってしまうのですか。	A10:航空機等の公共交通機関に運休を要請するものではありませんので、慌てて帰省するなど不必要な移動は控えてください。
	Q11:物流が完全に止まってしまうのですか。	A11:物流等社会・経済生活を維持する上で必要なサービス、ライフラインについては確保されます。食料品や医薬品等の買占めは厳に謹んでいただきますようお願いいたします。
	Q12:外出するのに手続が必要になるのですか。	A12:外出するのに手続は不要です。
3 事業者向け<飲食店等について>		
	Q1:飲食店等に対する時短要請はありますか。	A1:飲食店等に対する営業時間短縮要請は2月20日をもって終了します。
	Q2:飲食店等に対する要請はありますか。	A2:以下の事項にご協力をお願いします。 (1)感染防止対策の協力要請 ○業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項) ・従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止(利用者への検温) ・手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用) ・アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保かつ真正面との着座配置禁止) (2)「感染防止対策認証店」の取得推奨 (3)カラオケ設備利用は、利用者の密を避けること、換気の確保等感染対策の徹底 (4)同一グループ・同一テーブル原則4人以内 (例外:感染防止対策認証店が対象者全員の陰性確認を実施した場合や介護・介助の場合) (※結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします) ●利用を2時間以内とするよう呼びかけ(法によらない協力依頼)
	Q3:同一グループ・同一テーブル原則4人以内の例外として、「感染防止対策認証店が対象者全員の陰性確認を実施した場合」とありますが、陰性確認方法について教えてください。	A3:感染防止対策認証店における5人以上来店時の検査陰性確認方法等は以下のとおりです。 【確認方法】 ●店舗入り口等で利用者全員の検査結果を確認 ※検査陰性証明および身分証明書の提示が必要 ※検査陰性証明について ・検査陰性証明は①PCR検査等(LAMP法等、抗原定量検査を含む)を推奨しているが、②抗原定性検査も利用可能 ①PCR検査等の検査結果有効期限:検体採取日より3日以内 ②抗原定性検査の検査結果有効期限:検査日より1日以内 PCR等検査場所一覧は以下をご確認ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/pcr-test/free-test/index.html 全員の陰性結果が確認できない場合は複数のテーブルに分かれての利用案内をお願いします。
4 沖縄県感染防止対策認証制度について		
	Q1:認証制度の目的について教えてください。	A1:県内では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返し、県民生活や医療現場、産業経済に深刻な影響を及ぼしています。その観点から県民生活と経済活動の接点となる飲食店等の感染症対策を強化することを目的としています。 飲食店等における感染防止対策の基準を設け、基準をクリアした店舗に「認証済ステッカー」を付与する認証制度を導入します。まずは、飲食店から巡回指導を始め、その後、順次、認証の対象について、拡大していく予定です。 ※令和3年9月1日から、宿泊施設に対する感染防止対策認証制度を開始

Q2: 認証の手順について教えてください。	<p>A2: 認証のスケジュールについては以下のとおりです。</p> <p>(1) 申請書の提出</p> <p>(2) 申請書が提出されましたら、事務局から申請者へ、申請内容の確認及び実地調査に係る日程調整等の連絡をいたします。</p> <p>(3) 県の委託を受けた調査員が感染防止対策に係る基準に沿って実地調査を行います。</p> <p>(4) 上記の基準を満たしていることが認められれば、認証ステッカーを交付します。</p> <p>認証ステッカーは後日の郵送となります。</p> <p>詳細は以下をご参照ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okinsho.html</p>
-----------------------	---

5 大規模施設等に対する要請について

Q1: 各施設に対する要請の内容について教えてください。	<p>A1: 特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に対しては、以下のとおり特措法に基づく要請を行っております。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表してください。</p> <p>【法第24条第9項: 協力要請】</p> <p>○業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底(法第24条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限(特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと) ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート) ・手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨 ・発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置) ・入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ ・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止 ・ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。 <p>○利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)</p>
------------------------------	---

6 その他の対応

Q1: イベントの開催要件について教えてください。	<p>A1: イベント開催要件は以下のとおりです</p> <table border="1" data-bbox="550 1198 1423 1310"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">施設の収容定員(※1)</th> </tr> <tr> <th>5,000人以下</th> <th>5,000人超～10,000人以下</th> <th>10,000人超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声なし</td> <td>収容定員まで可</td> <td>5,000人まで可(※3)</td> <td>収容定員の半分まで可(※3)</td> </tr> <tr> <td>大声あり(※2)</td> <td colspan="3">収容定員の半分まで可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。 ・大声なし→ 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。 ・大声あり→ 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。</p> <p>※2: 「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。</p> <p>※3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。</p> <p>○主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。</p> <p>○参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求められることがある。</p> <p>○全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。</p> <p>○島外から多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。</p> <p>○感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること(詳細は「イベントの開催制限について」(https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html))を確認)</p>		施設の収容定員(※1)			5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超	大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可(※3)	収容定員の半分まで可(※3)	大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		
	施設の収容定員(※1)															
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超													
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可(※3)	収容定員の半分まで可(※3)													
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可															

	<p>Q2:ホテル又は旅館は、集会の用に供する部分に限り、営業時間短縮や人数制限の協力を依頼するとなっておりますが、集会の用に供する部分以外の宿泊スペースについては特段使用の制限を受けないと考えてよいですか。</p>	<p>A2:そのとおりです。宿泊スペースは、使用制限の協力依頼をしていません。</p>
<p>7 問い合わせ先</p>		
	<p>Q1:問い合わせ先について教えてください。</p>	<p>A1:</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協力金の申請方法に関する事 「感染症対策協力金コールセンター」 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く)) 電話:0120-332-107 (第10期協力金) ●感染防止対策認証制度に関する事 「沖縄県感染防止対策認証制度事務局」 電話:050-5526-3041 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く)) ●沖縄県対処方針の内容に関する事 「沖縄県感染症対策課」 電話:098-866-2014 (受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く))